

京 都 大 学 民 間 等 共 同 研 究 取 扱 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「共同研究」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 本学において、民間機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、<u>本学の教員が当該民間機関等の研究者と共通の課題について共同して行う研究</u></p> <p>(2) 本学及び民間機関等において共通の課題について分担して行う研究で、本学において、民間機関等から研究者及び研究経費等又は研究経費等を受け入れるもの</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(受入れの原則)</p> <p>第3条 共同研究は、当該研究が本学の主体性のもとに推進できるものであり、かつ、<u>民間機関等の研究者と共通の課題について共同又は分担して研究を行うことにより、優れた研究成果を期待できる場合に受け入れるものとする。</u></p> <p>(共同研究の申請)</p> <p>第4条 共同研究を申請しようとする民間機関等の長は、<u>所定の様式による申請書を当該共同研究の代表者(以下「研究代表者」という。)</u>が所属する部局の長に提出しなければならない。</p> <p>(受入れの決定)</p> <p>第5条 } (略)</p> <p>2 } (受入れの決定の通知)</p> <p>第6条 部局の長は、共同研究の受入れを決定したときは、<u>総長及び民間機関等の長に当該研究に係る研究代表者等、民間等共同研究員、民間機関等が負担する共同研究経費、研究場所、研究期間等の事項を通知するものとする。</u></p> <p>(契約の締結)</p> <p>第7条 <u>総長は、前条の通知を受けたときは、速やかに民間機関等の長と共同研究契約を締結しなければならない。</u></p> <p>2 <u>総長は、共同研究契約を締結したときは、その旨を部局の長に通知するものとする。</u></p> <p>(研究料)</p> <p>第8条 } (略)</p> <p>2 }</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>(1) 本学において、民間機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、<u>本学が当該民間機関等と共通の課題について共同して行う研究</u></p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>2～5 } (受入れの原則)</p> <p>第3条 共同研究は、当該研究が本学の主体性のもとに推進できるものであり、かつ、<u>民間機関等と共通の課題について共同又は分担して研究を行うことにより、優れた研究成果を期待できる場合に受け入れるものとする。</u></p> <p>(共同研究の申請)</p> <p>第4条 共同研究を申請しようとする民間機関等は、<u>所定の様式による申請書を当該共同研究の代表者(以下「研究代表者」という。)</u>が所属する部局の長(<u>以下「部局の長」という。)</u>に提出しなければならない。</p> <p>(受入れの決定)</p> <p>第5条 } (同 左)</p> <p>2 } (受入れの決定の通知)</p> <p>第6条 部局の長は、共同研究の受入れを決定したときは、<u>総長及び民間機関等に当該研究に係る研究代表者等、民間等共同研究員、民間機関等が負担する共同研究経費、研究場所、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の共同研究に係る事務を処理する共通事務部(原子炉実験所、霊長類研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、国際交流推進機構、情報環境機構及び産官学連携本部にあっては当該機構等の事務を行う事務本部)の長(以下「事務部の長」という。)</u>に報告するものとする。</p> <p>(契約の締結)</p> <p>第7条 <u>総長は、共同研究契約の締結に関する事務を事務部の長に委任する。</u></p> <p>2 <u>事務部の長は、前条の報告を受けたときは、前項の規定に基づき、速やかに民間機関等と共同研究契約を締結するものとする。</u></p> <p>3 <u>事務部の長は、共同研究契約を締結したときは、その旨を部局の長に報告するものとする。</u></p> <p>(研究料)</p> <p>第8条 } (同 左)</p> <p>2 }</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(1)～(3) 3～4 } (略) (研究経費の負担) 第9条 共同研究を受け入れる部局は、施設・設備を当該共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持管理に必要な経常経費等を負担するものとする。</p> <p>2 民間機関等は、<u>共同研究遂行上特に必要となる謝金、旅費、設備費、消耗品費、光熱水料等の直接的な経費</u>（以下「直接経費」という。）及び産官学連携推進に関連し直接経費以外に必要となる経費を勘案して定める額（以下「産官学連携推進経費」という。）の合算額を負担するものとする。ただし、総長がやむを得ないと認める場合には、<u>直接経費を負担するものとする。</u></p> <p>3 前項により民間機関等の負担する額を算出する場合、産官学連携推進経費は、<u>直接経費の10パーセントに相当する額を標準とする。</u></p> <p>4～5 (略) (設備の帰属) 第10条 共同研究に要する経費により、本学において研究の必要上取得した設備等は、本学に帰属するものとする。</p> <p>2 前条第5項の経費により、民間機関等において研究の必要上取得した設備等は、民間機関等に帰属するものとする。</p> <p>3 部局の長は、共同研究の遂行上必要があると認めるときは、民間機関等の所有に係る<u>設備</u>を無償で受け入れることができるものとする。 (中 略) (研究の中止等) 第12条 部局の長は、やむを得ない理由があるときは、<u>民間機関等の長</u>と協議のうえ、共同研究の中止又は研究期間の延長を決定することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 部局の長は、第1項の規定により共同研究の中止又は研究期間の延長を決定したときは、その旨を総長及び<u>民間機関等の長</u>に通知するものとする。</p> <p>(研究の完了報告) 第13条 研究代表者は、共同研究が完了したときは、その旨を部局の長に報告するものとする。</p> <p>2 部局の長は、前項の報告を受けたときは、<u>総長にその旨を通知するものとする。</u> (研究結果の公表) 第14条 共同研究に関する結果は、研究担当者名において公表するものとする。</p> <p>2 前項の公表の時期・方法について、<u>必要がある場合は、部局の長は、研究担当者の意見を聴いて、民</u></p>	<p>(1)～(3) 3～4 } (同 左) (研究経費の負担) 第9条</p> <p>2 民間機関等は、<u>人件費、旅費、設備費、消耗品費、光熱水料等の当該共同研究遂行に直接必要な経費に相当する額</u>（以下「直接経費」という。）及び産官学連携推進に関連し直接経費以外に必要となる経費を勘案して定める額（以下「産官学連携推進経費」という。）の合算額を負担するものとする。ただし、総長がやむを得ないと認める場合には、<u>産官学連携推進経費を軽減することができる。</u></p> <p>3 前項により民間機関等の負担する額を算出する場合、産官学連携推進経費は直接経費の10パーセントに相当する額を標準とする。</p> <p>4～5 (設備等の帰属) 第10条 } (同 左)</p> <p>2</p> <p>3 部局の長は、共同研究の遂行上必要があると認めるときは、民間機関等の所有に係る<u>設備等</u>を無償で受け入れることができるものとする。 (研究の中止等) 第12条 部局の長は、やむを得ない理由があるときは、<u>民間機関等</u>と協議のうえ、共同研究の中止又は研究期間の延長を決定することができる。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 部局の長は、第1項の規定により共同研究の中止又は研究期間の延長を決定したときは、その旨を総長及び<u>民間機関等</u>に通知し、及び<u>事務部の長</u>に報告するものとする。</p> <p><u>4 事務部の長は、前項の報告を受けたときは、第7条第1項の規定に基づき、当該共同研究の中止又は研究期間の延長に係る必要な契約変更を行うとともに、その旨を部局の長に報告するものとする。</u> (研究の完了報告) 第13条 (同 左)</p> <p>2 部局の長は、前項の報告を受けたときは、<u>その旨を総長に通知するものとする。</u> (研究結果の公表) 第14条 (同 左)</p> <p>2 研究担当者は、前項の公表の時期・方法について、<u>民間機関等</u>と協議して定めるものとする。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>間機関等の長と協議して定めるものとする。 (特許出願等) 第15条 (略) 2 総長は、発明規程第6条本文の規定(第25条において準用する場合を含む。以下同じ。)により、共同研究の結果得られる特許権等が本学に帰属した場合において特許出願等を行おうとするときは、当該特許出願等について、あらかじめ当該共同研究の相手方である<u>民間機関等の長</u>の同意を得るものとする。 3 総長は、共同研究の結果得られる特許権等の持分が本学に帰属し、当該共同研究の相手方である民間機関等との共有となった場合において特許出願等を行おうとするときは、<u>当該民間機関等の長</u>と当該特許権等に係る持分、実施許諾の条件等を定めた共同出願契約を締結のうえ、共同して出願を行うものとする。 (後 略)</p>	<p>(特許出願等) 第15条 (同 左) 2 総長は、発明規程第6条本文の規定(第25条において準用する場合を含む。以下同じ。)により、共同研究の結果得られる特許権等が本学に帰属した場合において特許出願等を行おうとするときは、当該特許出願等について、あらかじめ当該共同研究の相手方である<u>民間機関等</u>の同意を得るものとする。 3 総長は、共同研究の結果得られる特許権等の持分が本学に帰属し、当該共同研究の相手方である民間機関等との共有となった場合において特許出願等を行おうとするときは、<u>当該民間機関等</u>と当該特許権等に係る持分、実施許諾の条件等を定めた共同出願契約を締結のうえ、共同して出願を行うものとする。 附 則 この規程は、平成25年10月1日から施行する。</p>